

地域活動協議会における地域活動を 活性化するための提言

平成25年10月

大阪維新の会 大阪市会議員団

地域活動協議会における地域活動を活性化するための提言

平成25年10月4日

大阪市長
橋下　徹 様

大阪維新の会 大阪市会議員団

第一 総論

橋下市政の方針として、校区等地域を単位として、地域住民の組織を中心に、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として、地域活動協議会が形成されました。

昨年度は、大阪市内の多くの地域において、地域活動協議会が立ち上がり、本年度から地域活動協議会による地域活動、事業が行われています。

また、地域活動協議会の立ち上げ、運営を補助するため、中間支援組織を形成し、約9億円の予算を投入しています。

この新しく組織された地域活動協議会における地域活動、事業を補助するため、平成25年度において、新しい仕組みでの補助金措置、必要手続きが定められましたが、平成26年度からは、活動費補助金の一率2分の1減額が予定されています。

しかしながら、上記措置は、地域活動協議会の実態を十分に把握していない側面があり、現状のままでは、橋下市政が、地域活動協議会に求めた本来の趣旨が全うされない可能性があります。

そこで、大阪維新の会市会議員団は、各区における地域活動協議会の実態を調査しました。その各区分報告書を本提言に資料として添付します。

大阪維新の会市会議員団は、上記実態調査に基づき、課題をとりまとめ、これに対する是正を求め、以下のとおり提言いたします。

第二 課題

- (1) 各区役所と地域活動協議会との意見交換が不十分である点
- (2) 平成 26 年度から活動費補助金が一律 2 分の 1 となる点
- (3) 運営費補助金が地域活動協議会の運営実態に見合わない点
- (4) 中間支援組織が十分に機能していない点

課題の理由

(1) 各区役所と地域活動協議会との意見交換が不十分である点について

昨年度、大阪市内の多くの地域活動協議会が立ち上がり、本年度から地域活動協議会による地域活動、事業が行われています。

地域活動協議会における地域活動、事業は、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、本来、行政が担うべき活動、事業を多く行っています。

したがって、本来は、各区役所は、地域活動協議会と緊密に意見交換を行い、意思疎通をとつて、その実情を十分に把握し、よりよい活動を協同で実現していく必要があります。

しかしながら、各区役所において、地域活動協議会の実情を十分に把握しておらず、意見交換が不十分な点も多く見受けられます。

(2) 平成 26 年度から活動費補助金が一律 2 分の 1 となる点について

地域活動協議会における地域活動、事業は、上記のとおり、本来、行政が担うべき活動、事業を多く行っています。

その一方で、地域活動協議会においては、無償ボランティアが多大な労力を提供し、その活動や事業が成り立っているのが実態です。

にもかかわらず、その活動、事業の内容を問わず、平成 26 年度から活動費補助金を一律 2 分の 1 とするのは、換言すれば、本来行政が行うべきことの 2 分の 1 の費用負担を任意団体に強制していることに他なりません。

これを放置すれば、地域活動協議会において行われている防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ活動など、本来行政が担うべき活動や事業が必然的に衰退することは避けられない状況です。

(3) 地域活動協議会の運営費補助金が運営実態に見合わない点

現在、運営補助金の限度額は、活動費補助金の 25% (臨時的措置として 30%) とされており、規模が小さい地域活動協議会においては、運営補助金が、年間 10 万円台のところもあります。

この点、規模が小さい地域活動協議会の活動であっても、活動内容の実態として、最低限必要な事務、業務量のベースはあまり変わらないのが実情です。

地域活動協議会においては、規模の大小はあっても、様々な運営にかかる事務、業務があり、たとえ規模が小さい地域活動協議会であっても、適材な人材を確保できる程度の最低限度の運営補助金は必要です。

(4) 中間支援組織が十分に機能していない点について

地域活動協議会における補助金の申請、決定にあたり、必要な予算書類、決算書類は、多岐に亘っており、現場の声として、あまりに複雑であるとの意見が多数です。

この点、地域活動協議会は、会計の透明性を確保する趣旨があり、また、補助金は市民の税金からなる公金である以上、厳格な書類が必要となることは当然です。

他方で、地域活動協議会は、本来、行政が担うべき活動、事業を行っているにもかかわらず、全て無償ボランティアであり、組織メンバー構成として、経理知識を有する者が少なく、高齢者も多いのが実情です。

現状のままでは、平成25年度における地域活動協議会の決算処理は混乱を極めることが予想されます。

大阪市は、地域活動協議会の形成、運営にかかる積極的支援を目的に、中間支援組織を公募し、これに予算として約9億円を投入しており、本来、中間支援組織は、かかる地域活動協議会にとって困難な点を支援する必要があります。

しかしながら、かかる支援が不十分であり、また、中間支援組織は、市内5ブロックに分かれしており、24区の各行政区ごとの細やかな実情を十分に把握していない現状があります。

第三 提言内容

上記の課題を解決するため、下記のとおり提言します。

- (1) 各区においては、本提言書添付の報告書記載の地域活動協議会の意見内容を真摯に受け止め、今後、地域活動協議会と十分な意見交換を行い、よりよい運用を目指すこと。また、例えば、各区の実情に応じて可能であれば年に1度地域活動協議会の活動内容を発表し情報共有できる大会を開くなど、実情に応じた可能な範囲での活性化を図ること
- (2) 平成26年度からの活動費補助は、一律2分の1補助とするのではなく、本来行政が担うべき活動、事業にかかる経費については、100%の財源を確保すること
- (3) 現在の運営補助金の算出方法を維持するとしても、原則として、一つあたりの地域活動協議会の運営費補助金の最低補助額を50万円とすること
- (4) 中間支援組織に対し、平成25年度における地域活動協議会の決算処理について、早期に十分な支援を求めることが
併せて、平成26年度からは、中間支援組織に対し、地域活動協議会の事務局機能の役割を果たす支援を求めるとともに、中間支援組織を5ブロックではなく、原則として、各区の現状も考慮した上で24区ごとに選出すること

(添付資料)

各区地域活動協議会 意見交換会 報告書

以上